（様式１－４）

名取市　　復興交付金事業計画　平成23年度 復興交付金事業等

省庁名:　農林水産省

平成24年5月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

（単位：千円）

No.	事業番号 （注1）	事業名 （注2）	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接／間接	基本 国費率 (a) （注3）	当該年度（注4） 交付対象事業費 (b)	当該年度（注4） 交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額 (c)	当該年度（注4） うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b＋(c−a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間調整額（注5） （該当する場合のみ記載） 年度間 調整額 （国費） (e)	年度間調整額（注5） （該当する場合のみ記載） 調整後の 交付金 交付額 (f)=d−e	備　考
30	C － 1 － 1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 （復興整備実施計画）	名取地区	県	県	直接	1	(52,000) 0 ＜52,000＞	(52,000)	(52,000) 0 ＜52,000＞			
33	C － 1 － 3	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 （復興整備実施計画）	岩沼地区	県	県	直接	1	(3,000) 0 ＜3,000＞	(3,000)	(3,000) 0 ＜3,000＞			
							合計額	(55,000) 0 ＜55,000＞	(55,000) 0 ＜55,000＞	(55,000) 0 ＜55,000＞	(0) 0 ＜0＞	(0) 0 ＜0＞	

（注1）「事業番号」は、基幹事業については、「（制度要綱別表の番号）−（同一事業計画中の同種の事業の通し番号）」、効果促進事業等については、「◆（最も関連する基幹事業の事業番号）－（最も関連する基幹事業ごとの通し番号）」となるよう記載する。
（注2）「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
（注3）「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。（制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様）
（注4）基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。
（注5）「年度間調整額」の（国費）(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。
（注6）上段（　）書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段＜　＞書きについては、自動計算される。

（様式１－４）

名取市　　復興交付金事業計画　平成23年度 復興交付金事業等

省庁名:　国土交通省

平成24年5月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

（単位：千円）

No.	事業番号 （注1）	事業名 （注2）	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接／間接	基本 国費率 (a) （注3）	当該年度（注4） 交付対象事業費 (b)	当該年度（注4） 交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額 (c)	当該年度（注4） うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b＋(c−a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間調整額（注5） （該当する場合のみ記載） 年度間 調整額 （国費） (e)	年度間調整額（注5） （該当する場合のみ記載） 調整後の 交付金 交付額 (f)=d−e	備　考
13	D － 17 － 2	(都市再生区画整理事業)緊急防災空地整備事業	閖上地区	市	市	直接	1/2	(200,000) 0 ＜200,000＞	(200,000) 0 ＜200,000＞	(150,000) 0 ＜150,000＞			
14	D － 17 － 3	都市再生事業計画案作成事業	閖上地区	市	市	直接	1/2	(33,000) 0 ＜33,000＞	(33,000) 0 ＜33,000＞	(24,750) 0 ＜24,750＞			
							合計額	(233,000) 0 ＜233,000＞	(233,000) 0 ＜233,000＞	(174,750) 0 ＜174,750＞	(0) 0 ＜0＞	(0) 0 ＜0＞	

（注1）「事業番号」は、基幹事業については、「（制度要綱別表の番号）−（同一事業計画中の同種の事業の通し番号）」、効果促進事業等については、「◆（最も関連する基幹事業の事業番号）－（最も関連する基幹事業ごとの通し番号）」となるよう記載する。
（注2）「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
（注3）「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。（制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様）
（注4）基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。
（注5）「年度間調整額」の（国費）(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。
（注6）上段（　）書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段＜　＞書きについては、自動計算される。